

新庄市住民税均等割のみ課税世帯への 物価高騰対策支援給付金のお知らせ

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、住民税均等割のみ課税世帯についての給付金を支給します。また、同居している18歳以下のお子さんがある世帯に対して、こども加算給付金を支給します。

●対象世帯と支給額

令和5年12月1日（基準日）に新庄市に住民登録があり、かつ世帯員全員が令和5年度分の「住民税が均等割のみ課税世帯の方」又は、「住民税均等割のみ課税の方と住民税非課税の方」で構成される世帯

◎一世帯あたり **10万円**

※住民税が課税されている方の扶養親族等だけの世帯は対象外です。

※既に他市町村より同様の給付金支給を受けた世帯は対象外です。

※申請時に指定した口座（基準日の住民登録上の世帯主の口座）に振り込みます。

●こども加算支給額

基準日において上記対象世帯に同居する18歳以下のこども（平成17年4月2日生まれ以降のこども）を扶養している世帯。

◎こども一人につき **5万円**

※施設入所の児童は対象外です。

●申請手続き

- ① 同封の「新庄市低所得世帯への物価高騰対策支援給付金確認書」の内容を確認いただき、確認欄へのチェック と、世帯主氏名、確認日、振込口座等をご記入ください。
- ② 同封の返信封筒（茶色）に入れ、郵送してください。

●申請期限

令和6年5月31日（金）

※原則郵送での受付となります。ご不明な点がある場合は、裏面に記載のとおり臨時窓口を開設します。

◇◇◇ 裏面をご覧ください。◇◇◇

臨時窓口のお知らせ

◇臨時窓口:新庄市低所得世帯への物価高騰対策支援給付金窓口(住民税均等割のみ課税世帯)

■受付場所:新庄市役所 東庁舎 101会議室

■受付期間:令和6年4月3日(水)~4月10日(水)まで

■受付時間:9:00~16:30まで

◇問い合わせ先:新庄市子育て推進課

TEL29-5811(直通)

【市役所福祉・健康庁舎】

◇臨時窓口案内図

